

## 令和6年度 幼児教育支援員採用選考（公募）案内

### 1 採用予定人数及び職務内容

採用予定人数	職務内容
1名	(1) 小学校における幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に係る調査研究に関すること (2) 幼児教育振興のための研修・講座等を実施すること (3) その他、上記に掲げる職務に準ずると幼児教育センター所長が認めた事項に関すること

### 2 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考に、4回を限度に申し込むことができますが再度の任用を保障するものではありません。
勤務場所	大田区立幼児教育センター ※屋内は原則禁煙（喫煙室あり）です。
勤務時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日7時間45分・週3日（週23時間15分）</li> <li>・原則、8時30分から17時15分まで（休憩時間60分）</li> <li>・超過勤務は原則無し。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、超過勤務となる場合があります。</li> </ul>
休日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、土曜日・日曜日に加えて月曜日から金曜日までの間で固定された曜日が週休日となります（週4日）。</li> <li>・上記の週休日に加え、以下が休日となります。                         <ol style="list-style-type: none"> <li>① 国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>② 年末年始の休日（12月29日から1月3日までの間。ただし①を除く。）</li> <li>③ 国の行事が行われる日で規則で定める日</li> </ol> </li> </ul>
休暇	年次有給休暇や夏季休暇、慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。 ※各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第41号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第38号）によります。
報酬額	月額 146,088円 ※令和7年3月31日時点で当該職位としての任用期間が引き続き1年以上ある方は、150,048円
諸手当（相当額）	期末手当、勤勉手当、通勤手当相当額、超過勤務手当相当額

社会保険	東京都職員共済組合（短期給付（健康保険））、厚生年金保険及び雇用保険に加入となります。
公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定の適用となります。</li> <li>・ 営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。</li> </ul>

注）記載されている報酬額等については、令和7年度の予算編成に関する議決を経て確定するものであること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

### 3 受験資格

豊富な現場経験があり、幼児教育全般に精通し、特に幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続に関して、必要な知識及び経験を有する者で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者。

- (1) 幼稚園において幼稚園教諭として勤務した経験を有する者
- (2) 幼保連携型認定こども園において保育教諭として勤務した経験を有する者
- (3) 認可保育園において保育士として勤務した経験を有する者

地方公務員法第 16 条に規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

#### 【参考】 地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

※ 日本国籍を有しない方も受験できます。なお、受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第 2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する方及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。

### 4 選考方法等

#### (1) 選考方法

採用選考は筆記（作文）及び面接により行い、その結果を総合的に判定し、合否を決定します。

※面接は令和7年1月頃を予定しています。面接会場及び日時は、後日郵送にてお知らせいたします。

## (2) 判断基準

筆記（作文）及び面接における判定の基準については、以下のとおりになります。

### 【筆記（作文）】

問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さを感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さを感じられるか。
独自性・表現力	自分の言葉で記述しているか。作文の表現が豊かか。

### 【面接】

知識及び技能	職務上必要な専門知識及び技能の保有度はどうか。
積極性	意欲を持って職務に当たることができるかどうか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるかどうか。
対人関係能力	受容的に相手の話を聞き、相手に安心感を与えることができるか。 他の職員や、学校教諭等と連携して業務を遂行できるか。

## 5 合格者の発表方法

令和7年2月以降、郵送にて通知します。

## 6 申込み方法

### (1) 提出書類

申込書	<ul style="list-style-type: none"><li>・申込書は、教育総務部幼児教育センターで配布します。 また、区ホームページからもダウンロードできます。</li><li>・記入にあたっては、申込書裏面の「記入上の注意」をよく読んでください。</li><li>・申込書には、必要事項を記入し、写真を貼ってください。 (写真の裏に必ず記名をしてください。)</li></ul>
作文	様式については、申込書と同様の方法により配布を行います。 【課題】「幼稚園、保育園と小学校との連携について、あなたが考える課題と、それに対し幼児教育支援員としてどのように取り組んでいきますか」 【字数】800字～1600字以内（自筆、ワープロの指定はありません） ※自筆の場合 <ul style="list-style-type: none"><li>・A4判 400字詰め原稿用紙（横書き）</li><li>・黒のペン又はボールペンを使用（消えるペンは不可）</li></ul>

### (2) 提出方法

下記の申込先まで**郵送**又は**持参**。提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

申込期限	令和6年12月23日（月）まで ※窓口受付は午前8時30分から午後5時00分まで（土・日・祝日を除く） ※郵送は消印有効
申込先	〒144-8623 大田区蒲田五丁目37番1号 ニッセイアロマスクエア5階 大田区教育総務部 幼児教育センター 幼児教育担当

## 7 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

## 8 その他

- (1) 合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (2) 採用はすべて条件付のものとし、採用後1か月間（採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 9 問い合わせ先

大田区幼児教育センター

幼児教育担当 古谷・中野

〒144-8623 大田区蒲田五丁目37番1号 ニッセイアロマスクエア5階

電話 03(5744)1618